

佐賀県人事委員会細則第一号

佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程（昭和四十四年佐賀県人事委員会細則第一号）及び佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則（昭和四十八年佐賀県人事委員会細則第一号）の形式の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十二日

佐賀県人事委員会

事務局長 伊 藤 正

（既存細則の形式の改正）

第一条 佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程及び佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則（以下「既存細則」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存細則における右方又は上方は、この細則による改正後の既存細則（以下「改正後細則」という。）においてはそれぞれ上方又は左方とする。
- 二 改正後細則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存細則における文字の配置と同様とする。

2 前項の規定は、既存細則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第二条 既存細則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

<p>三 漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p> <p>ロ 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p> <p>ホ 前二号に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>四 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>五 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>六 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ゃ」、「ゅ」、「ょ」若しくは「ヨ」「ョ」又は促音に用いる「っ」若しくは「っ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ゃ」、「ゅ」、「ょ」若しくは「ヨ」「ョ」又は「っ」若しくは「っ」</p>

2 前項の表第四号から第六号までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成二十五年一月一日から施行する。